

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（改定版）の作成について

平成24年1月20日
くらしの安心推進課

パブリックコメントの実施結果及び鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の答申を踏まえ、1月13日に、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例第9条に基づき、鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（改定版）～行おう「自主防犯」築こう「社会の絆」広げよう「安全・安心」～（計画期間：平成23年度から25年度の3年間）を作成しました。

1 計画（改定版）の概要

1 計画の趣旨

計画期間（平成20～22年度）中、民間ボランティアや青色防犯パトロール団体による積極的な自主防犯活動等により、刑法犯認知件数が毎年減少し、平成21年、22年には5千件台に減少するなど一定の成果がありました。しかしながら、侵入窃盗などの日常生活に関わる犯罪、子どもたちや高齢者、女性等を狙う犯罪が依然として発生しています。また、無施錠の状態住宅侵入被害や車上ねらいの被害などに遭う割合が全国平均より高いことなど、犯罪を未然に防ぐ取組の更なる推進が求められています。

当初計画は、社会情勢の変化等に対応するため、22年度までの3か年としていましたので、このたび計画の改定を行うものです。

2 計画の目標及び基本方針等

○基本目標

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現すること。

○達成指標

上記目標の達成度を測る指標として、次の数値目標を設定。

	平成22年	⇒	平成25年
犯罪発生率の減少	8.8件/千人		8.5件/千人

*犯罪発生率＝人口千人当たりの刑法犯認知件数

○基本方針及び主な施策

基本的な枠組みは当初計画のままとしつつ、推進施策の新たな数値目標の設定や安全で安心なまちづくりを取り巻く状況の変化に対応する個別の施策などを盛り込んで改定。

平成22年の刑法犯認知件数の75%が窃盗犯で、このうち無施錠または鍵付き状態のまま被害に遭う率が全国平均を大きく上回っていることから、『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施します。

基本方針（重点施策）	主な施策	具体的内容
1 自主防犯活動の促進	①県民の意識啓発	◇【最重点】鍵かけ運動の推進（ロックの日（6月9日）、盗難防止の日（10月7日）などの街頭キャンペーン、各種広報の実施） ◇鳥取県地域安全フォーラムの開催 ◇防犯講習会の開催、出前防犯講座の実施
	②地域安全情報の提供	◇ホームページによる振り込め詐欺情報、不審者・声かけ情報の提供
	③地域防犯活動の促進	◇防犯リーダー研修会等の開催 ◇防犯パトロール活動の促進
2 子ども、高齢者等の安全確保	①学校、通学路等での安全確保	◇学校における安全教育・安全管理の研修会の開催 ◇登下校時等における子どもへの声かけ・あいさつ運動の推進、見守り活動
	②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり	◇児童虐待の未然防止及び通報の促進 ◇薬物乱用・非行防止教室の開催 ◇ケータイ・インターネットに関する教育啓発の推進
	③子どもの安全教育	◇中学・高校の授業を通してのキャッチセールスや出会い系サイトなどの被害防止教育の推進 ◇不審者対応訓練等の子ども安全教室の開催

基本方針（重点施策）	主な施策	具体的内容
	④高齢者・女性・障がい者等の安全確保	◇高齢者世帯の巡回連絡 ◇DV被害の防止 ◇女性に対する防犯講習会、高齢者、障がい者等の振り込め詐欺等の被害防止講習会の実施
3 防犯環境整備の促進	①防犯住宅の普及・促進等	◇防犯に配慮した各種指針の普及啓発 ◇住宅の防犯部品、防犯設計の普及促進
	②道路、公園、駐車場等における防犯措置など	◇市町村等の防犯灯設置促進 ◇優良防犯施設（学校、共同住宅、深夜小売業店舗等）の認定
4 犯罪被害者等の支援	①相談体制の充実	◇相談窓口の設置、カウンセリング体制の整備
	②被害者支援の啓発	◇被害者支援に関するホームページ、県の広報媒体、啓発用リーフレット等を活用した広報 ◇命の大切さを学ぶ教室の実施
	③民間支援団体の活動支援	◇とっとり被害者支援センターに対する支援

（計画の閲覧方法）

計画は、くらしの安心推進課ホームページに掲載しています。また、くらしの安心推進課、県民課及び各総合事務所県民局で閲覧できます。

3 推進計画（改定案）に係るパブリックコメントの実施結果

（1）意見募集期間

平成23年10月12日（火）から11月1日（火）まで

（2）主な意見と対応状況

意見総数	9件
①反映した	1件
②既に盛り込み済み	3件
③今後の検討課題	1件
④その他（要望等）	4件

①反映した意見

意見	反映状況
○自主防犯活動の促進 多くの自主防犯団体の課題として、若者の防犯意識の希薄化、高齢化による会員の減少などにより弱体化が進むものと危惧されている。防犯ボランティア団体は、それぞれの地域で若者に参加を呼び掛けているが、県としても、数ある若者各団体に対して防犯活動に関心を持たせる講習会などを行う必要があるのではと思う。	25ページ「エ 防犯パトロール活動の促進」につきのとおり追加記載した。 ・防犯ボランティア団体への若者の参加を促進するため、地区防犯協議会、市町村、公民館、大学等と連携して、若者対象の講習会の開催などに努めます。

②既に盛り込み済み

- ・推進計画の県民へのPR、教育機関等へ周知を徹底していただきたい。
- ・防犯連絡所については、一般的にあまり認知されてなく、活動内容がよく分からないのが現状と思われるので、活動内容等の周知を図るのがよい。
- ・国の遊休資産となっている空き官舎や空き地の中に、適切に管理されていないものがあるので、各管理者に改善をしてもらいたい。

③今後の検討課題

- ・推進計画実施後の成果測定を実施し、公表すること。
⇒ 今後は、推進施策の数値目標等の達成状況を公表します。

④その他

- ・県、県警、市町村、ボランティア団体が情報を共有し、実行可能な施策とすることが望ましい。
- ・交番等の統廃合により、地域と交番との密な関係が希薄化しているので、急を要するケースの迅速な対応を望む。
- ・警察官の地域でのパトロール回数を増やしていただきたい。
- ・国際交流が進む中、違法薬物の流入の機会も増えるのではないかと懸念する。より一層の警戒をお願いする。